

労働関係助成金における生産性の判定について(概要図)

生産性要件 (※1)
(次のいずれかに該当)

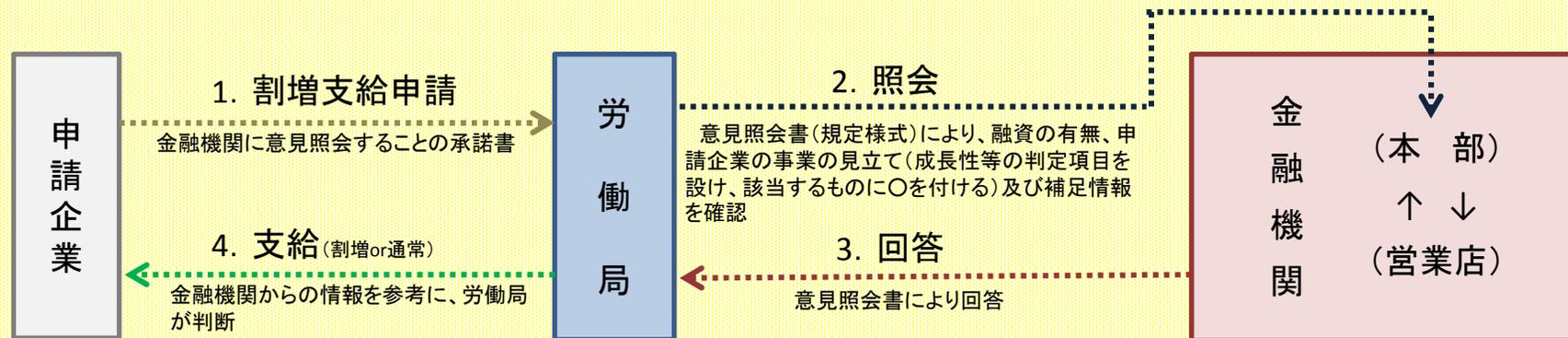
- ① 生産性が3年で6%以上増加していること
- ② 生産性が3年で1%以上であること
and
金融機関から一定の事業性評価を得ていること(※2)
(=生産性が今後伸びると見込まれること)

※1 「生産性要件」は、労働関係助成金の割増助成の要件として用いる。

※2 労働局から、事業所が融資を受けている金融機関に対して、「事業性評価」の結果について、簡単なチェック表を用いた照会を行う。

金融機関へ事業性評価を確認する方法

・申請企業が成長企業の要件②に該当する場合に限り、申請企業の成長性等に関して金融機関に照会。



注)平成29年2月より施行されている労働移動支援助成金と手続きや書式は同一です。